

平成30年3月12日

## 各府省の個別検討結果（案）に対する意見について

全 国 知 事 会  
全国都道府県議会議長会  
全 国 市 長 会  
全国市議会議長会  
全 国 町 村 会  
全国町村議会議長会

各府省が示した個別検討結果（案）を確認したところ、以下のとおり意見がありますので、各府省が規制改革推進会議に正式に検討結果を提出するのに先立って、各府省において検討結果（案）について適切に再検討及び修正を行うことを求めます。

## (1) ㊸屋外広告業登録申請書

## ㊹屋外広告業登録変更届出書

屋外広告物法第9条及び第10条の規定により屋外広告業の登録に関することは都道府県等が条例で定めることとされており、検討結果（案）における、技術的助言である屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を各都道府県等に「徹底」するという表現は、適当ではない。

## (2) ㊸生活保護の決定・実施に係る照会文書

統一様式の使用により手続きの迅速化が図られるのであれば歓迎すべきことと考える。ただし、現在国が示している統一様式については調査日の記載ができないため、その使用を進めた場合、自治体及び企業双方の事務が煩雑となる恐れがある。国において実態を把握し、統一様式の再検討を行った上で、その使用を自治体に求めるべきである。

また、既存システムの改修が必要となることが想定されるため、国の責任において財源措置を行うべきである。

なお、上記の個別に意見を付したものを含めて、今後の各府省及び規制改革推進会議の検討においては、以下の点を遵守するよう求めます。

- 今回の検討結果の実施に起因するシステム改修、事務負担の増加等に要する財源を国の責任で全額措置すること。
- 申請者等の大半が自治体域内に在住する個人又は法人である場合には、全国展開する一部法人の利便性向上のみをもって検討を進めるのではなく、自治体域内の個人又は法人に与える影響を把握し、これらの意見も聴取した上で、様式統一化等の是非を検討すること。
- 各自治体の条例に決定を委ねられている事項等については、こうした民主的プロセスを侵害することのないようにすること。
- 国の通知等により統一様式等を普及するものについては、技術的助言であることを明確にし、各自治体の事情や意思に反して様式の統一を強制するものではないことを明確にすること。
- 既に統一様式があるにも関わらず普及していない場合にあっては、一方的に自治体に使用を求めるのではなく、各省庁において自治体に普及しない要因を把握し、統一様式の改善を行うなど、普及しない要因そのものへの対策を講じること。自治体は申請者の利便性向上及び事務効率化のため各種様式の見直しをこれまで進めてきており、国の統一様式を普及するにあたっては、これらの取組を阻害することのないよう配慮するとともに、好事例を把握し国の統一様式に反映すること。また、電子自治体の取組を阻害しないため、統一様式を各自治体に電子媒体によっても提供すること。

(参考)

「㊸生活保護の決定・実施に係る照会文書」に係る意見の説明

生活保護の決定については、自治体は申請から 14 日以内、調査に日時を要する場合でも 30 日以内に受給の可否を決定・回答する必要があるため、様式の統一が資料の早期入手につながるものならば、自治体にとっても歓迎すべきことと考える。ただし、以下の点の検討が必要である。

- 平成 27 年 2 月 13 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知により示された統一様式については、自治体が指定できる調査日の項目がなく、同日付けで同課保護係長名で発出された事務連絡により、「調査時点については、生命保険会社からの回答において調査日が明確にされる。指定した時点における契約内容等が必要な場合には、課長通知 2 の（1）の E のとおり再照会を行うこと。」とされており、自治体側（福祉事務所）は、最初の照会において調査日を指定することができない。

保護申請時点において生命保険に加入していても、その後直ちに解約された場合、生命保険会社の調査日の設定によっては正確な加入状況を把握することができず、保護の適正実施に支障が生じかねない。最初の照会をした後に、改めて調査時点を指定して再照会を行うことは、福祉事務所及び生命保険会社双方の事務の繁雑を招くものである。このため、統一様式を使用していない自治体もあると承知している。

したがって、検討結果（案）のように統一様式の使用を自治体に徹底する前に、まずは厚生労働省において実態を把握し、上記事務連絡及び統一様式を再検討すべきである。

- また、照会文書の様式については、多くの自治体ではベンダーが提供する電算システムによって作成しているが、統一様式を用いようとする既存システムの改修が必要となる場合が想定される。そのため、国の責任において、システム改修に係る財源措置を行うべきである。